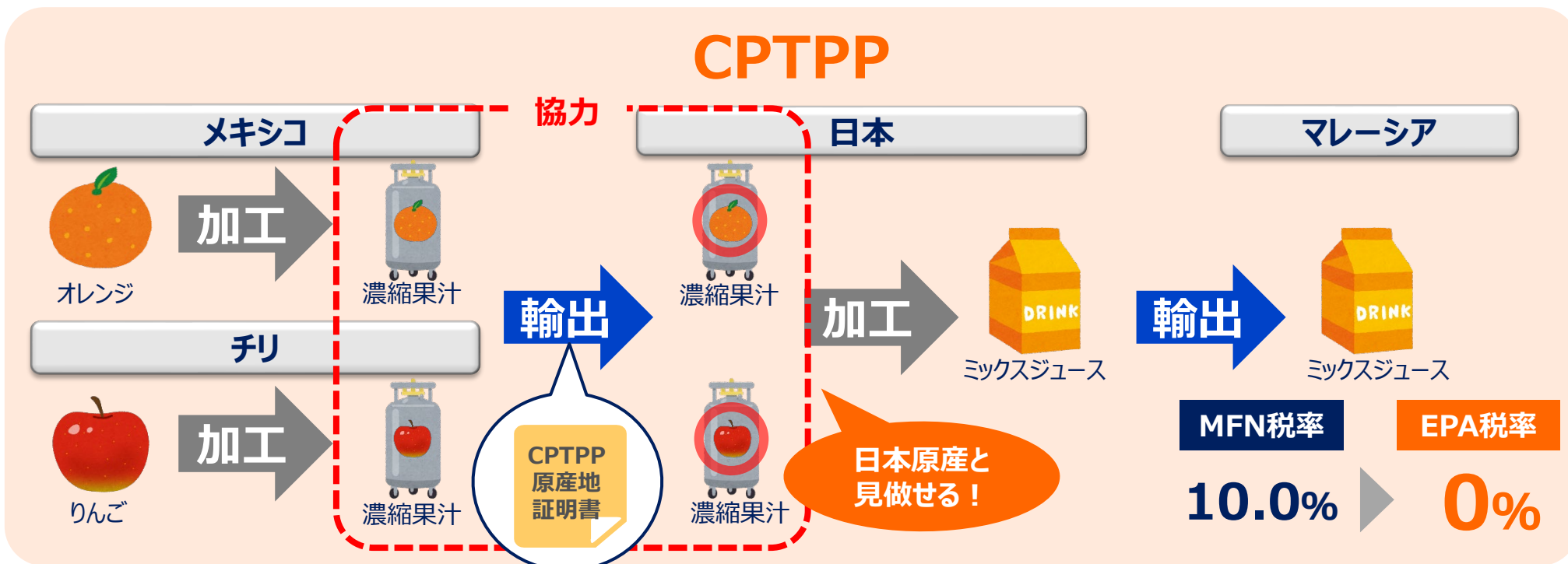


累積規定の考え方

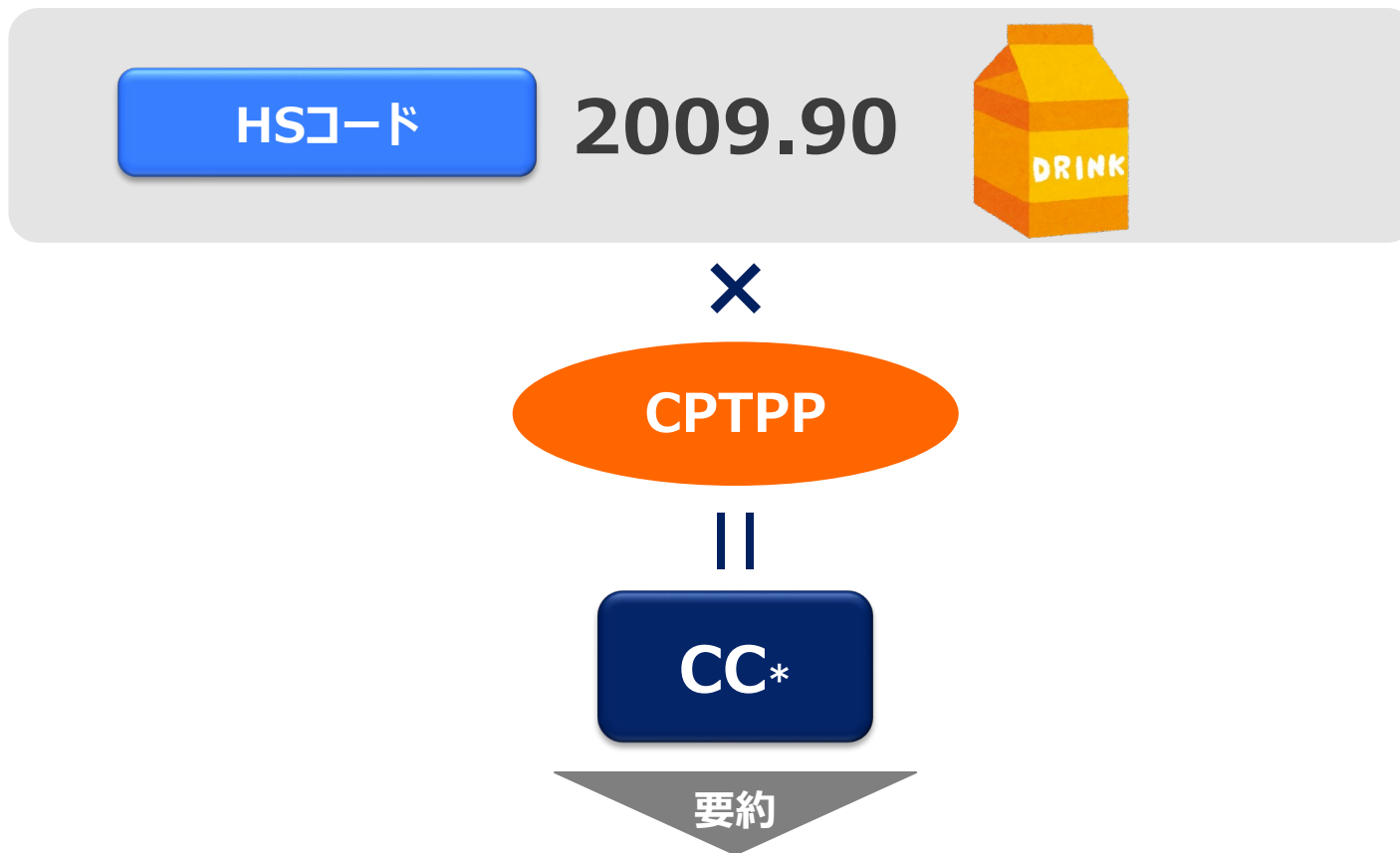
協定の加盟国*からの輸入品で
その協定の原産品となる材料を
日本の原産材料と見做すことができる！

▶ **累積**



* 累積できる原材料は、CPTPPが発効している国の原産品に限られる
CPTPPが発効している国から輸入した材料でもCPTPPの原産地規則を満たした原産品ではない場合は、累積することはできない

CPTPPを利用する際の ミックスジュースの品目別原産地規則



20類に入る非原産材料を使用してはならない

* CPTPPにおける2009.90の品目別原産地規則ではRVC（45BD）も選択できるが、ここではRVC（45BD）の要件を満たさずCCを選択する前提
RVC（45BD）とは、輸出品の取引価額から非原産材料の合計価額を差し引いた付加価値が取引価額の45%を占める場合には原産品となる判断基準

CPTPPで累積規定を使った場合



他の協定では非原産材料

20類の材料が非原産材料であるため要件を満たさない

CPTPP以外では非原産

CPTPP・RCEP協定の加盟国



CPTPP



ベトナム



オーストラリア



シンガポール



ニュージーランド



メキシコ



カナダ



ペルー



マレーシア



チリ



ブルネイ



RCEP



中国



アセアン10ヶ国

※ミャンマーのみ未発効



韓国



オーストラリア



ニュージーランド



マレーシア含む

RCEP協定では**中国**も入っていますね！
弊社は中国から原料調達していることも多いので、その場合はRCEP協定の累積を検討してみます。



**材料の生産国も加味して
最適なEPAを探してみましょう！**

